



令和7年 全国安全週間スローガン
多様な仲間と 築く安全 未来の職場



～7月1日から7日までは 第98回全国安全週間です～

皆様には、日頃より広島県労働基準協会並びに三原支部の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

7月1日から7日までの間は全国安全週間です。また、6月1日から30日までの間は全国安全週間の準備期間となっています。この全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以降、一度も中断することなく続けられ今年で98回目を迎えます。

三原支部は、準備期間中である6月3日（火）、6月5日（木）、6月9日（月）に全国安全週間説明会を開催しました。

◇第98回 全国安全週間説明会を開催!! ◇

三原支部では、準備期間中の6月3日（火）に三井金属鉱業(株)竹原製煉所保健会館、5日（木）に三原市中央公民館（建設業労働災害防止協会広島県支部三原分会と共催）、9日（月）に河内保健福祉センターにおいて、三原労働基準監督署の坂根署長、大村監督課長、大原安全衛生課長にご臨席いただき、第98回全国安全週間説明会を開催しました。

説明会では、冒頭に出席いただいた三原労働基準監督署の坂根署長、大村監督課長、大原安全衛生課長をご紹介したのち、坂根署長よりご挨拶をいただきました。

◇坂根署長あいさつ◇

皆様方には、日頃から、労働行政、とりわけ労働災害防止の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も全国安全週間を迎えることになりました。昭和3年、西暦1928年に初めて実施されて以来、今年で98回目となる安全週間は、労働災害を防止するため、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

例年同様に6月1日から30日までを準備期間、7月1日から7日までを本週間として実施されます。



竹原会場

今年度のスローガンは、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」です。

これは私見ですが、このスローガンには高齢者・若年者・外国人労働者・女性など、多様な背景を持つ人々が共に働く職場環境において、お互いを尊重し、ともに安全を築いていこうという強いメッセージが込められているのではないかと考えています。

まず、労働災害発生状況についてお話しますと、皆様の長年の安全への絶え間ないご努力の結果、昭和30年代には全国で6,000人台であった死亡者数が、平成27年には1,000人を割り込むようになりました。



三原会場

最近の死亡者数は、令和4年が744人、令和5年が725人、令和6年が724人となっており、ほぼ横ばいとなっていますが、長期的には格段に減少しています。それでも、まだ、1年間に全国で700人を超える方の尊い命が失われているとも言えます。

三原署管内では、令和6年中に発生した休業4日以上労働災害は208件で、前年の185件から12%増加しています。そのうち死亡災害は建設業にて1件発生しています。

災害の多い業種は、食料品製造業を中心とした製造業、保健衛生業、商業、運輸交通業の順となっています。

事故の型は、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」労働者の作業行動を起因とする災害、いわゆる行動災害が全体の40%強を占め、次に「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」と続いています。また、年齢別にみまると60歳以上の高年齢労働者が24.5%、50歳以上でみると全体の53%を占めます。

広島労働局全体でも死亡災害は、令和4年が27人、令和5年は25人、令和6年は18人で減少傾向にはありますが、コロナ禍の渦中であったとはいえ令和2年14人、令和3年の9人と比較すると高い水準となっています。また、休業4日以上労働災害は令和5年の3,375人から令和6年は3,340人とわずかに減少しています。

事故の型は、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」いわゆる行動災害で40%強を占め、高年齢労働者の全労働災害に占める割合も、三原署管内とほぼ同様となっています。

当署管内において、災害の多い製造業、交通運輸業、商業、介護を中心とした保健衛生業、建設業の災害の特徴及び対策をそれぞれ見ますと、製造業では加工機械による「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く23%、次に「転倒」が19%、以下「飛来・落下」、「墜落・転落」の順となっており、対策としては機械の危険部分への覆いの設置、適切なりスクアセスメントの実施等が有効となります。

交通運輸業では約8割が荷役作業中の災害で、その中でも「転倒」災害が36%と最も多く、次に「激突され」が16%、「動作の反動・無理な動作」が12%となっています。



河内会場

対策としては、荷役作業中の労働災害を防止するため、荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用、荷主等のプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の解消等「陸上貨物運送事業における荷役作業ガイドライン」に沿った対策が有効であると考えます。

商業や社会福祉施設における災害多発の要因として、人手不足、労働者の高齢化、顧客第一文化による作業員の安全を守る視点の欠如、対策に取り組むメリットが見えないなど様々な問題が複合的に考えられることから、対策を講じることもなかなか難しいですが、まずは、経営トップが先頭に立ち、全社的な労働災害発生状況を把握・分析し、安全衛生方針の作成・周知を行い、



整理、整頓、清掃、清潔の4 S活動及びパート・アルバイトを含めた全労働者への安全教育の徹底、ヒヤリハット事例の共有を図る必要があると考えます。

建設業においては、「墜落・転落」が依然として最大のリスクで33%、次いで「転倒」と「動作の反動・無理な動作」が17%ずつとなっており、重篤な災害に繋がりがつ重機との接触による災害も発生しています。広島局管内でも、建設業における災害は毎年、死傷災害全体の中で高い比率を占めています。

坂根署長あいさつ

過去の事例では、住宅建築現場の足場解体中、足場上に設けられていた手すりの一部が解体されたまま作業が継続され、作業員も安全帯は着用していましたが使用していなかったため、当該作業員が高所から墜落し死亡するという災害が発生しています。

また、60歳代の熟練作業員が掘削工事中に重機の死角に入り込み、後退してきたドラグ・ショベルに巻き込まれるという災害も起きており、この事例は、被災者はその重機の運転者と長年の同僚関係にあり、「お互いわかっている」という思い込みがあったようで、コミュニケーション不足とヒューマンエラーが重なった典型的な災害です。

さらに、外国人が増える中、言語の壁による危険予知のすれ違いが原因となった災害も発生し、鉄骨建方の現場で合図の意味が正しく伝わらず、負傷者が出たという事故も発生しています。

こうした事例からも、スローガンにある「多様な仲間」である性別、年代、人種等様々な文化・経験・認識等を背景にした人達に配慮しながら、安全を一緒に作っていくことの大変さ、大切さを改めて感じさせられます。

昨年度から広島労働局では第14次労働災害防止推進計画に基づき「転倒災害のない職場HIROSHIMAプラン」と題し、近年、増加の一途をたどる転倒災害に歯止めをかける取組として、監督指導、安全衛生指導、説明会等あらゆる機会を利用し、各企業、事業場の方々に対し転倒災害防止対策の取組推進をお願いしています。

各事業場において転倒災害防止責任者を指名し、取組の推進を図り、労働者一人一人に転倒リスクの測定、健康体操の実施を行うこと等によりハード面、ソフト面の両面から総合的な対策をお願いします。

また、高齢労働者の労働災害については、身体機能の低下を補う装置の導入、高齢労働者の健康状態や体力の状況に応じた業務のマッチングを図る等、エイジフレンドリーガイドラインに沿った取り組みが有効であると考えます。

多様な仲間と力を合わせ、年齢や経験に関係なく、誰もが安心して働ける職場は、組織の力を最大限引き出す土台となります。どうか、この安全週間をきっかけに、改めてご自身の職場の危険個所を洗い出し、安全活動を見直していただきたいと思います。

さらに、本年6月1日より施行されている熱中症対策等、様々な困難や危険も高まる時期となりますが、皆様の職場におかれても、原点に立ち返り、本スローガンの趣旨を踏まえた職場の総点検を実施し、7月1日からの本週間に向けて、しっかり準備を進めていただき、ゼロ災を目指す機運をより一層盛り上げていただきたいと思います。

坂根署長の挨拶に続いて、大原安全衛生課長より「安全の指標」「全国安全週間説明会資料」等を用いて、「全国安全週間実施要綱」や「労働安全を中心としたトピックス」等についての説明がありました。

◇安全週間実施要綱等について・大原課長◇

最初に、労働基準行政を推進していくためには皆様方のご協力が必要不可欠であり、日頃より協力いただいていることに関してお礼が述べられました。

「人命尊重」という基本理念の下、産業界の自主的な労働災害防止活動の推進と、安全意識の高揚、安全活動の定着を図ることを目的に、昭和3年から継続的に実施されてきた全国安全週間の時期となり、6月1日から30日までの準備期間、7月1日から7日までの本週間で実施していただきたい事項については、全国安全週間実施要綱に明記されており、具体的には、安全大会の実施、安全パトロール、安全旗の掲揚等があるとの説明をされました。



大原課長の説明

続いて、広島労働局管内の労働災害発生状況について、令和7年の死亡災害は5月7日現在6件で前年より1件少ないとの話しとともに、6件それぞれの発生状況について説明がありました。

また、令和6年に発生した死亡災害では、スレート屋根の作業において踏み抜き防止のため敷板等を設けることが法令に規定されているにもかかわらずスレートの踏む抜きによる災害が発生していること、機械の掃除・修理などの場合、機械を停止して行うことが法令に規定があるにもかかわらず停止することなく作業し被災した事例があること、その他、熱中症による死亡災害や、建設業において開口部よりの墜落災害が発生しているとの話しがありました。

三原署管内の休業4日以上労働災害については、令和6年208件、令和5年185件、令和4年152件と災害が段々増加している状況にあるので、災害防止に向けた取組をお願いするとの話しがありました。

次に、全国安全週間実施要綱に関し「継続的に実施する事項」を中心に説明がありました。

「継続的に実施する事項」の一つ目の「労働安全衛生活動の推進」については、安全管理体制の確立等が示されていますが、特にリスクアセスメントの実施をお願いすると述べられました。

労働災害の発生メカニズムに関する理論の一つに「4つの駒」があり、これは「間接的な原因」、「直接的な原因」、「不安全な状態」と「不安全な行動」が関わり、ドミノ倒しの様に災害が発生するというもので、「直接的な原因」を除くことができれば災害までは繋がらず、この「直接的な

原因」である「不安全的状態」と「不安全的行動」を取り除く活動が継続的に必要であると説明されました。

また、「不安全的行動」というのは色々のパターンがありますが、1929年アメリカの損保会社調査員ハインリッヒ氏が調べた経験的な法則、ハインリッヒの災害発生率「1：29：300の法則」は、1件の重大災害の背後には、29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後に300件のヒヤリハットが存在するという法則で、300件のヒヤリハットを減らし災害発生を未然防止し、軽微と思われることもリスクアセスメント活動の実施により危険の芽を少なくすることで、重大災害の発生防止に繋がるとの話でした。

災害発生防止については法規制による発生防止より、リスクアセスメントの実施により危険の芽をピックアップし、災害発生頻度や災害の重篤度を抑えることが必要であると述べられるとともに、リスクアセスメント指針におけるリスクの低減措置は、危険な作業の廃止・変更等、設計や計画段階から防御する措置、工学的対策としてガードやインターロックの設置、マニュアル・手順書の整備等の管理的対策、最終的には保護具の着用の順で、低減措置を実施していくこととなり、低減措置を実施する中で、本質的な改善を行うことが指針の考え方となっているので、全国安全週間を迎えるにあたって、リスクアセスメントの実施により改善活動を行っていただくことをお願いする旨の話しをされました。

「継続的に実施する事項」の二つ目の「業種の特性に応じた労働災害防止対策」について、「①小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策」では、「転倒災害」の発生が多い業種であることから「転倒災害」に対する何らかの対策をお願いするとの話でした。次に、「②陸上貨物運送事業における労働災害防止対策」に関しては、荷役作業ガイドラインが示されているところですが、この業種における災害ではフォークリフトが絡む災害が多く、フォークリフトに係る作業計画の確立をお願いする旨説明されました。

「③建設業における労働災害防止対策」については、昨年策定された「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく墜落・転落防止対策の実施、「手すりの先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な活用、平成28年に策定された「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施等を継続的に実施するとともに、建設業の場合は「墜落・転落災害」が多いことから、2m以上の場合の作業床の設置、1.5mを超える作業の場合の昇降器具設置の徹底をお願いするとの話がありました。また、毎年発出している「建設業の安全衛生対策の推進に関わる留意事項」において、墜落・転落防止の具体的な対策、高齢者の災害防止のための具体的な対策等を示しているので確認をお願いする旨説明されました。

併せて、全国仮設安全事業協同組合への委託事業として、「足場からの墜落・転落防止対策オンライン研修会」が無料にて実施されること、高度な安全性能の装置を有する機械等を導入する費用を補助する高度安全機械等導入支援補助金制度が、今年度も建災防を実施団体として実施されることが紹介されました。

「④製造業における労働災害防止対策」について、リスクアセスメントの実施が重要であること、三原署管内の製造業における災害では、プレス機械、動力機械、コンベヤーによる「挟まれ、巻き込まれ」が多く発生しているとの話がありました。

「継続的に実施する事項」の三つ目の「業種横断的な労働災害防止対策」では、「①労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策」として、転倒リスク評価セルフチェック表を活用した転倒

リスクの可視化等が示され、広島労働局としても昨年より「転倒災害」が一番防止すべき災害であるとして、「転倒災害のない職場 HIROSHIMA プラン」を策定し、防止する取組をお願いしており、具体的には、危険個所の見える化等のハード対策、ストレッチ体操等の体操・運動の実施等のソフト対策の実施をお願いしている旨説明されました。なお、令和5年の広島県内労働災害のうち約26%、令和6年の三原署管内の労働災害件数の28%が「転倒災害」と災害の4分の1を占め、年齢層的には50代、60代が多く占めており、主な原因としては、外的因子として周辺的环境状態である段差、床面の濡れや突起物、照度不足があり、内的因子として心身の状態である筋力の低下、「急いで走る」や「ながら行動」は災害発生し易い状況となるので、これらの災害原因を考慮した対策をお願いするとの話がありました。

次に「②高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策」に関しては、「高齢労働者に係るエイジフレンドリーガイドライン」に基づく措置の実施により、高齢になっても働きやすい職場環境づくりを目指していただくとともに、外国人労働者に対しては母国語の教材等による外国人労働者が理解できる安全衛生教育の実施をお願いする旨の話をされました。

「④熱中症予防対策」に関して、既に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施期間となっていることから、熱中症予防対策をお願いすると話されるとともに、熱中症に関する法令改正があり、暑熱な場所で連続して行う作業等の熱中症を生ずる恐れのある作業を行う際は、熱中症の自覚症状がある作業員又は熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制と、「作業からの離脱」、「身体の冷却」、「必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること」、「事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等」等、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順について、事業場毎にあらかじめ定め関係作業員に対し周知することが、事業者には義務付けられたとの説明がありました。

「⑤業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策」として、法令等の改正により一人親方等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保の必要な措置を実施しなければならない旨説明されました。

その他の話として、電子申請の一部義務化について説明されたのち、工作物の石綿事前調査に資格取得が必要となったことについての話をされ、最後に今年5月に労働安全衛生法の改正が成立し、施行時期は各々異なりますが個人事業者の安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化としてストレスチェックが50人未満の事業場にも適用されるようになり、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備では、有害性の通知義務が違反となる等の話をされ、大原課長の説明が終わりました。

大原安全衛生課長の説明に続き、監督課の大村課長より「労働基準法のポイントについて」と題し、「労働時間を適正に把握し正しく賃金を支払いましょう」、「36協定の適正な締結」、「働き方改革関連法に関するハンドブック」等の資料を用いて、時間外労働の上限規制や労務管理のポイントなどについて説明がありました。

◇労働基準法のポイントについて・大村課長◇

最初に、時間外労働に関して、労働時間は日々適正に把握し、把握した時間に基づき賃金を計算し支払うことが必要であり、日ごとに、一定時間を満たない労働時間を一律に切り捨て、その部分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となるとの説明がありました。

具体的には、一つは勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている事例、例えば、一律に15分単位で計算をする処理とし、15分に満たない時間を日々切り捨てる「丸め処理」している場合、一つは一定時間以上でしか残業申請を認めない事例、残業は30分単位で行うよう指示し、30分に満たない時間外労働時間を残業として申請することを認めず、切り捨てた部分の残業代を支払っていない場合、一つは始業前の作業を労働時間と認めていない事例、毎朝、タイムカード打刻前に「制服への着替え」、「清掃」、「朝礼」等の作業を業務命令として義務付けているが、当該作業に要する時間を労働時間として取り扱っていない場合等、これらの取扱いは労働基準法違反となる旨の話しをされました。

なお、労働時間の端数処理の例外として、1か月における時間外労働、休日労働、深夜労働の各々の合計値に端数がある場合で、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間として切り上げ処理することは、常に労働者が不利となるものではないので許容されていると説明がありました。



大村課長の説明

次に、労働時間に係る説明があり、労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、使用者の指示により就業を命じられた準備行為、後始末行為等を事業場内で行うに要した時間、使用者の指示があった場合、直ちに業務に従事することが求められる「手待ち時間」、参加することが義務付けられた研修・教育訓練の受講に要した時間は労働時間となるとの説明でした。

続いて、三六協定の適正な締結に関する説明があり、三六協定とは時間外労働、休日労働の上限を労使で締結し監督署に届出するものであること、協定届には昨年4月1日より労働保険番号と法人番号を記載することが義務付けられたこと、三六協定の締結において管理監督者は労働者代表として協定を締結することはできないこと、協定届が協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名押印が必要であること、臨時的に限度時間を超え更なる時間外労働をさせる特別条項は、時間外労働を行う理由が通常的时间外労働させる理由と同一ではなく、特に臨時的で業務上必要がある場合に限られること等の説明が行われました。

次に、「働き方改革関連法」に関する話があり、①時間外労働に原則として月45時間、年360時間の上限規制が導入されたこと、②10日以上有給休暇が付与されている労働者には、年5日は時季を指定して付与しなければならなくなったこと、③時間外労働の割増率に関し、月60時間を超えた場合の割増率50%が中小企業にも適用されることとなったこと、これの改正に関して、就業規則が変更されていなければ就業規則変更義務違反となるため、社内規定の確認もお願いするとの話がありました。

また、常時50人以上の事業場には産業医の選任義務があり、「その事業場における産業医の業務の具体的な内容」、「産業医に対する健康相談の申出の方法」、「産業医による心身の状態に関する情報の取扱いの方法」が、関連法の施行に伴い労働者に周知しなければならないものとなったこと、併せて、長時間労働者に対する医師による面接指導等に関し、事業者は産業医への時間外労働者が月80時間超の労働者の情報提供、月80時間超の労働者本人への情報通知が必須となっており、本人への通知がない場合は通知義務違反となるとの説明がありました。

そして、関連法施行に伴い、同一企業内において正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の基本給や賞与などで不合理な処遇差が禁止されたとの話がありました。

最後に、就業規則等の届出において労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請ができるようになったとの話しをされ、大村課長よりの説明が終わりました。

監督署からの説明ののち、三原地域産業保健センターの福濱コーディネーターより、三原地域産業保健センターが実施している産業医の選任義務のない労働者50名未満の小規模事業場へ提供できる産業保健サービス等について説明があり、最後に労働基準協会からのお願いと連絡事項等をお話しして全国安全週間説明会を終了しました。

◇ 第37回ゼロ災運動研究集会 開催案内 ◇

昨年は、全国産業安全衛生大会が広島市で行われたため開催しなかった「ゼロ災運動研究集会」を、令和7年度は次のとおり開催いたします。

このゼロ災運動研究集会においては、広島県内4事業場より「安全衛生への取組み」についての事例発表を行っていただきます。また、銚子電気鉄道(株)代表取締役の竹本氏による「絶対にあきらめない～地域と共に存続を目指す 銚子電鉄の挑戦～」と題した特別講演も予定しています。他社の安全衛生への取組みを聞くことができる貴重な機会ですので、多くの方のご参加をお願いいたします。

開催日時 : 令和7年8月21日(木) 13:00～16:30

場 所 : コジマホールディングス西区民文化センター(広島市西区横川新町6-1)

※ JR横川駅から徒歩3分

◇ 第48回広島県産業安全衛生大会 開催案内 ◇

ゼロ災運動研究集会と同様に全国大会の広島開催のため開催しなかった「広島県産業安全衛生大会」を、令和7年度は次のとおり開催いたします。

この広島県産業安全衛生大会では、安全衛生に関する講演や大井川鉄道(株)の鳥塚社長による「湿った薪に火をつけろ～ローカル線を活用した地方創生と会社再生の物語～」と題した特別講演などを予定しておりますので、安全衛生スタッフをはじめ多くの方のご参加をお願いいたします。

開催日時 : 令和7年11月13日(木) 13:20～16:25(開場12時)

場 所 : ふくやま芸術文化ホール・リーデンローズ 大ホール

(福山市松浜町2-1-10)

★ 個別労働紛争解決研修のご案内 ★

個別労働紛争解決研修は、厚生労働省の委託事業として全国労働基準関係団体連合会(全基連)が開催する研修です。

この研修は、職場内の個別紛争の発生を防ぐとともに、発生してしまった紛争を早期に、円満かつ適切に解決できる人材を育成することを目的として開催されるもので、「基礎研修」と「応用研修」で構成されていますが、「基礎研修」終了後に「応用研修」を受講されるようお勧めしています。この機会に、是非、受講を検討ください。

なお、詳細は全基連ホームページ(<http://www.zenkiren.com>)の委託事業の中の「個別労働紛争防止・解決普及啓発事業」においてご確認ください。

☆第84回(令和7年度)全国産業安全衛生大会 in 大阪・近畿☆

昨年11月に広島市において開催された「全国産業安全衛生大会」が、令和7年度は「大阪・関西万博」開催中の大阪市において開催されます。

この大会のWebサイトは既に開設されており、Webによる参加申込も可能となっておりますので、昨年の広島大会同様に、多くの方に参加いただきますようご案内申し上げます。

開催期間：令和7年9月10日(水曜日)～
9月12日(金曜日)

会場：総合集会(9月10日)
インテックス大阪
：分科会(9月11日、12日)
インテックス大阪、ATCホール



◇令和7年度 三原支部 年間行事・講習予定◇

- ・ 8月 6日 労働衛生部会(サン・シープラザ 第3研修室)
- ・ 9月 3日 全国労働衛生週間説明会(竹原会場・三井金属鉱業㈱竹原製錬所 保健会館)
- ・ 9月 5日 全国労働衛生週間説明会(三原会場・三原市中央公民館 中講堂)
- ・ 9月 8日 全国労働衛生週間説明会(河内会場・河内保健福祉センター 多目的室)
- ・ 9月18～19日 職長等教育・安全衛生責任者教育(サン・シープラザ)
- ・ 令和8年1月23日 第2回幹事会、分会・部会実務担当者会議及び研修会
(三原市中央公民館(予定))

※ あくまでも年間行事の予定です。事情により会場や日時等を変更する場合があります。

◇ 令和7年度 県協会講習・追加講習 ◇

- ・ 7月10日(木)～ 小型移動式クレーン運転技能講習(福山教習所)
- ・ 7月16日(水) フルハーネス型墜落防止器具業務特別教育(福山教習所)
- ・ 7月23日(水) 保護具着用管理責任者教育(林業ビル)
- ・ 7月24日(木)～25日(金) アーク溶接等業務特別教育(福山教習所)
- ・ 8月 1日(金) 保護具着用管理責任者教育(福山教習所)
- ・ 10月10日(金) 保護具着用管理責任者教育(林業ビル)
- ・ 11月28日(金) 保護具着用管理責任者教育(福山教習所)
- ・ 令和8年1月30日(金) 保護具着用管理責任者教育(林業ビル)
- ・ 令和8年2月16日(月) 保護具着用管理責任者教育(福山教習所)